

平成29年度 美濃・可茂地区「12年目研修」(小・中学校) 事務所研修実施要項(案)

美濃・可茂教育事務所

1 目的

- ・教育公務員特例法第24条に基づき、個々の教諭の能力、適性等に応じた一年間の研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図る。
- ・長期休業期間における事務所研修においては、中堅教員としての在り方及び教科指導に関する指導力の向上を図る。

2 対象

平成29年3月31日までに教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修講座を未受講の教員

3 期 日 平成29年8月1日(火)

4 会 場 可茂教育事務所 5階大会議室(美濃市生櫛1612-1 TEL 0575-33-4011)

5 日程

9:45～9:55 受付

10:00～10:10 全体会

- ・美濃教育事務所 教育支援課長 挨拶
- ・日程の説明

10:10～11:00 「自己目標の設定のために」

11:10～12:00 「個に応じた指導支援の在り方」 教育事務所 特別支援教育担当指導主事

12:00～13:20 昼食

13:30～16:30 「教科指導の具体」

美濃・可茂教育事務所 全教科担当指導主事

中核教員としての自覚を高め、今後の立場や在り方についての研修を行う。

①1単元(1題材)の評価規準表について

②ねらい、課題、学習活動、評価の一体化を図った指導案について

③子どもの学びを支援する教材・教具について

・本年度(9月～12月)に実践する単元(題材)の内容を作成する。

・作成した指導案で9月～12月までに校内で授業公開をする。

・研修日までに、自分の教科の一単元を見通した学習指導案を作成し持参する。

《持ち物》

筆記用具、作成に必要な資料(学習指導要領解説、教科書等)

9月～12月で実践しようと考えている教科の学習指導案

6 備考

- ・2回目の12年目研修では、対象者の教員より代表者小学校1名、中学校1名が授業公開を行い、学び合う研修とする。代表者は、この研修で決定する。
- ・12年目研修の趣旨を理解するとともに、1年間を見通した研修の中に事務所研修が有効に位置付くよう研修を活用する。